

## 公 示 送 達 書

次の国民健康保険証に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがその所在が判明しないため、行政手続法(平成5年法律第88号)第31条において準用する同法第15条第3項の規定により公示し、この掲示を始めた日から2週間を経過した日に次の書類について送達されたものとみなす。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和8年6月18日

太田市長 穂積 昌信

1 書 類 名	弁明の機会付与通知書
2 添 付 書 類	弁明書
3 弁明書の提出期限	令和8年7月31日(金)
4 弁明書の提出先	太田市浜町2番35号 太田市健康医療部国民健康保険課
5 通 知 者	別紙のとおり (3名)
6 保 管 場 所	太田市浜町2番35号 太田市健康医療部国民健康保険課

【弁明の機会付与通知書の送達を受けるべき者の氏名】

- 1 金子 真也
- 2 関根 祥太
- 3 RAJKUMAR HARIGARAN